

第4号議案 関東支部、規約改正

日本包装管理士会 関東支部規約(案)

2022.1.10 原案作成 2022.2.10 朝倉修正
(井上、古平、荒牧様コメント加味)

第1章 総 則

第1条 名称

本団体は日本包装管理士会の「支部設立・運営規程」に基づき、関東支部（以下支部）と称する。

第2条 事務所

関東支部の事務所を関東支部長宅に置く。

第3条 目的

支部の目的は、以下の通りとする。

- (1) 会員は自己研鑽に努める。
- (2) 会員相互の連携を強める。
- (3) 会員同志の親睦を深める。
- (4) 会員の教養を高め、資質の向上を図る。

第4条 事業内容

支部は以下の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修および相互の親睦に役立つ諸活動と各種集会の開催
(研究会、読書会、見学会、共同研究、経験交流、情報交換など)
- (2) 包装物流に関する情報の提供
- (3) 包装物流に関する調査および研究の実施
- (4) 国内外関係団体との連携交流と相互援助および共同研究と活動の促進
- (5) 公益のための包装改善研究交流および問題提起活動の実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第5条 運営原則

支部は、以下の原則に基づき運営する。

- (1) 会員による、会員のための自主運営をする。
- (2) 特定の個人、法人、またはその他の団体の利益を目的として事業を行ってはならない。
- (3) コンプライアンス、ガバナンスに留意する。

第6条 文書具備・開示

- (1) 支部の規程類、総会議事録、理事会議事録などは支部事務所に備えおかねばならない。
- (2) 会員が前項書類の閲覧を求めたときは、正当な理由無しに拒んではならない。

第2章 会 員

第7条 会 員

支部の会員は、公益社団法人日本包装技術協会が授与する包装管理士の称号を有し、日本包装管理士会年会費を納入した人とする。

第8条 入 会

会員を希望する人は、入会申込書を本部事務局経由で支部長宛に提出する。

第9条 退 会

退会を希望する会員は、退会届を本部事務局経由で支部長宛に提出する。

第10条 資格喪失

以下の各項に該当する場合は、支部会員の資格を喪失する。

- (1) 支部の名誉を傷つけた人、または支部の趣旨に反する重大な行為のあった人で支部総会決議により、除名処分とされた場合。
- (2) 当該年度内に会費を納入しなかった場合。
- (3) 第9条により退会の手続きをした場合。
- (4) 包装管理士会会員資格を失った場合。

第11条 会 費

- (1) 本部よりの交付金を年会費に充てる。

第3章 総 会

第12条 種類・構成

- (1) 総会は定時総会と臨時総会とする。
- (2) 総会は、会員をもって構成する。

第13条 議決事項

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業活動報告および収支決算報告書の承認
- (2) 事業活動計画(案)および収支予算(案)の承認
- (3) 役員を選任、解任
- (4) 支部規定等の変更
- (5) 支部の解散
- (7) その他

第14条 議 決

- (1) 総会の議事は、出席会員の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- (2) 「支部の解散」に関しては、出席会員の 2/3 以上の同意を得て決する。

第15条 表 決

やむを得ない事情のため、総会を欠席する会員はあらかじめ通知された事項について、書面、または他の会員を代理人として表決ができる。

第16条 開 催

- (1) 定時総会は、毎年1回、事業及び会計年度の終了後2ヵ月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の1/5以上が会議目的事項を示して請求した場合に開催する。
- (3) 総会は、支部長が招集する。

第17条 定足数

- (1) 総会は、出席者数の合計が支部全会員数の1/5以上の出席で成立する。
- (2) 書面、または代理人による表決者は出席したものとみなす。

第18条 議 長

総会の議長は支部長、または支部長の指名する人が務める。

第19条 議事録

支部長は総会の議事について、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席会員及び書面または代理人により表決をした会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長のほか、出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 理 事 会

第20条 種類・構成

- (1) 理事会は定時理事会と臨時理事会とする。
- (2) 理事会は役員をもって構成する。

第21条 議決事項

理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 総会において議決すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 支部の運営に関わる規程および手順書などの制定・改定・廃止

第22条 議 決

理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第23条 表 決

やむを得ない事情のため、理事会を欠席する理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、または他の理事を代理人として表決ができる。

第24条 開 催

- (1) 支部長は、理事会を定時開催する。
- (2) 支部長は、必要と認めたときに、臨時理事会を開催する。

第25条 定足数

- (1) 理事の1/4以上の出席により開会する。
- (2) 書面、または代理人による表決者は出席したものとみなす。

第26条 議 長

理事会の議長は支部長が務める。

第27条 議事録

支部長は、理事会の議事について、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事及び書面または代理人により表決した理事の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果

第5章 役員

第28条 種類・定数

本会は以下の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 20名 以内
- (4) 監事 3名 以内

第29条 職務

- (1) 支部長は支部を代表し支部業務を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部業務を掌握し、支部長が欠けた時は支部長の職務を代行する。
- (3) 理事会の議を経て副支部長筆頭を選出することができる。
- (4) 支部長は、支部を代表し、支部活動を統括する。
- (5) 理事は理事会を構成し、支部業務の執行を決定する。
- (6) 監事は支部の業務と会計の状況を監査する。且つ総会・理事会などに出席して意見を述べることができる。

第30条 選任

- (1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- (2) 理事候補者は、理事会にて選出された会員とする。

第31条 任期

- (1) 役員の仕事は、総会から2年間とし、再任はできる。
- (2) 任期途中に選任された役員の仕事は、次の総会までとする。

第32条 任期中の役員補充

役員が任期中に退任した場合の補充は、理事会の議を経て候補者を選出し、総会の議決を得たものとみなし、新たな役員を補充する。

第33条 退任

役員の仕事は以下の場合とする。

- (1) 任期満了
- (2) 本人の希望により、支部長に退任届を提出した場合。
- (3) 本人が死亡した場合。

第34条 解任

以下の項に該当する場合には、理事会の議決により役員を解任する。

- (1) 支部の名誉を傷つけた場合。
- (2) 支部の趣旨に反する重大な行為があった場合。
- (3) 役員としての職務遂行を怠った場合。

第6章 事務局

事務を処理するため、事務局をおくことができる。

第7章 事業

第35条 年度

本会の事業年度は、5月1日より翌年の4月30日までとする。

第36条 計画

- (1) 事業活動計画は、事業年度ごとに理事会の同意を得て 支部長が作成し、総会の承認を得なければならない。
- (2) 事業活動計画を変更する場合は、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、理事会の承認を得なければならない。

第37条 報告

事業報告書は、事業年度ごとに理事会の同意を得て支部長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第8章 会計

第38条 年度

会計年度は、5月1日より翌年の4月30日までとする。

経費は、会費、寄付金、事業による収入、その他の収入をもってあてる。

- (1) 収支予算(案)は会計年度ごとに事業費と運営費を明確に区分して立案し、理事会の同意を得て支部長がこれを作成し、総会の承認を得なければならない。
- (2) 前項の同意及び承認を得るまでの間は、前年度の収支予算に準じて 収入および支出をすることができる。
- (3) 前項の収入・支出は、新たに成立した収支予算の収入・支出とみなす。
- (4) 収支予算を変更する場合は、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、理事会の承認を得なければならない。また、年度内の科目間の流用はできない。

第39条 決算

収支決算報告書は、会計年度ごとに理事会の同意を得て支部長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第9章 組織の改廃

第40条 議決事項

支部の解散は、理事会の同意を得て、支部長が総会に発議し、総会に出席の会員の2/3以上の同意を得た後、本部の総会に議決を求める。

第10章 支部規約の変更

支部規約は、総会において出席会員の2/3以上の同意を得て変更することができる。

支部規約は、会の実情・実態に即して、見直し、変更する。

第11章 附 則

第41条 施行

規約等を変更した場合は、総会の承認を受けた日から施行する。